

感染を防ぎ楽しく飲食するために 気を付けていただきたい **3**つのポイント

ポイント1

誰と

- 会食する際には感染予防をし、普段一緒にいる人と。

ポイント2

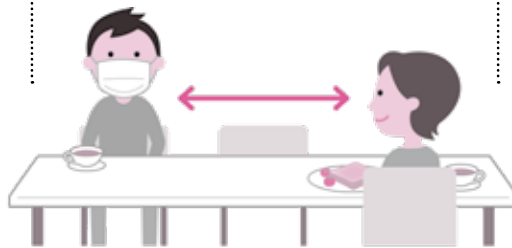
どこで

- 適切な換気や消毒など基本的な感染対策ができているお店で。
- 座席やテーブルの配置は十分な距離をおいて(密接な状況は特に注意を)。
- 車内で飲食する際は黙食と換気を。

ポイント3

どうやって

- 会話の時はマスク着用。
- 箸やコップを使い回さない。
- 適度な酒量で大声を出さず、静かに。
- 体調が悪い場合は参加しない。
- 少人数・短時間で。



みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度

- 詳しくは、県ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。
- 持続可能な事業の継続のために、事業者の感染対策を県が確認し、認証します。
 - 利用者(県民)は、各自が基本的な感染対策を実施し、認証を受けた飲食店を安心して利用します。
 - できる限り感染の拡大を抑えつつ、会食を通じた人とのつながりの確保につなげます。

滋賀県新型コロナウイルス対策相談コールセンター ☎(528)1344



県ホームページ



新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】第2期

滋賀県経営力強化支援コールセンター(平日午前9時～午後5時) ☎0570(087)770

緊急事態宣言の再発令などにより影響を受けた県内中小企業などを対象として、売上確保のために行う緊急的な取り組みに必要な経費の支援(A)および国の一時支援金への上乗せ(B)を実施します。

A: 売上確保支援(補助金)、B: 国の一時支援金への上乗せ(給付金)のいずれか一方のみ申請できます。

※第1期(オンライン: 3月26日～4月30日、郵送: 4月5日～23日)に申請した人は、対象外です。

	A: 売上確保支援(補助金)	B: 国の一時支援金への上乗せ(給付金)
受付期間	①オンライン申請 5月1日(土)～31日(月) ②郵送申請 5月1日(土)～24日(月)(消印有効)	4月5日(月)～9月下旬 ※国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令などにより影響を受けた県内中小企業などの皆さま ※令和元年または令和2年同月比で売上30%以上減を対象	一時支援金(国)を受給した県内中小企業などの皆さま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓などの取り組みに必要な経費 ※10月31日(日)までの取り組みが対象	—
補助限度額	50万円(下限20万円)	10万円(20万円*) ※家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については20万円給付
補助率	10分の9以内	定額